

# 仕様書

## 1. 件名

福島 12 市町村の魅力発信を目的とした VR 動画撮影・編集業務委託

## 2. 経緯と目的

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「相双機構」という）は、福島 12 市町村（※）の事業再開及び帰還促進と並行し、なりわいや賑わいの再生・創出を目的に、交流・関係人口の拡大に向けた様々な取組みを実施している。

本委託は、福島 12 市町村の魅力を国内外に PR するため、相双地域を象徴する歴史的伝統行事である「相馬野馬追」の迫力や精神性を、騎馬隊や馬の鼓動まで感じられるような没入型体験を、最新の映像技術を用いて表現することで福島 12 市町村の魅力のひとつを国内外の方々に広く知っていただき、本地域に訪問したいという動機付けになるような VR 映像コンテンツを作成することを目的としている。

※ 本仕様書における「福島 12 市町村」とは、東日本大震災により被災し、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域となった福島県内 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）をいう。

## 3. 業務内容

受託者は、福島 12 市町村の魅力 PR するための一つのコンテンツとして、相馬野馬追を題材に、その迫力や臨場感を体験できる VR 映像の撮影および編集に関する業務を、以下のとおり実施する。

### （1）撮影前調整・許可取得

#### ① 主催者等との調整・許可取得

受託者は、相馬野馬追執行委員会等関係団体と事前に調整を行い、撮影に必要な撮影許可、馬場・観覧区域への立ち入り許可、馬上撮影に関する承認、安全指示などを取得すること。

騎馬会・関係武者団体等が関係する撮影についても、必要な調整および同意を得て業務を遂行すること。

#### ② 安全管理計画の策定

撮影の安全性を確保するため、主催者等の指示に基づき、撮影位置・動線・機材配置等に関する計画を作成し、事前に委託者へ報告すること。

#### ③ 監修

相馬野馬追が、歴史的伝統的行事（神事）であることに鑑み、監修を入れることが望ましい。

### （2）撮影・編集制作要件

- ・ VR 映像（180 度または 360 度）であり、騎馬武者の馬上視点、地上固定視点、旗落下付近視点など複数の視点を確保するとともに、馬の疾走感、観客の熱気、騎馬武者の緊張感など、

臨場感のある映像・音、音楽で表現すること。

- ・ 3D 立体映像(ステレオ収録)であり、解像度4K以上(8K推奨)、高フレームレート(60fps以上推奨)、3DTV/3Dプロジェクター上映対応であること。
- ・ BGM、音楽制作はオリジナルとしつつ、空間音響はAmbisonics/5.1ch以上を推奨する。
- ・ 撮影の際は(1)のとおり、主催者の安全指示を遵守した方法で撮影を行うこと。

### (3) VR映像を核とした魅力発信・文化継承のためのプラン提案(任意)

今回作成いただくVR動画は、PR用として活用するものの、今後12市町村の伝統や文化を魅力的に発信するとともに、伝統魅力の継承を念頭にした、映像の活用プランなどがある場合には提案すること。

### (4) 進捗報告

#### ① 定例報告

受託者は、定期的に委託者と打合せを実施、本事業の進捗を報告する。打合せの日程及び場所並びに方法は、双方協議の上で決定するものとする。

#### ② 随時報告

受託者は、定例報告の他、委託者からの求めに応じて、本事業の進捗状況を別途報告する。

## 4. 業務期間

契約締結日 ～ 2026年9月30日(水)

## 5. 納入物

- ・ VR映像データ HMD(Meta Quest/PCVR等)で再生可能な形式
- ・ メイン作品(10分以上20分未満)
- ・ ロングバージョン(20分未満)
- ・ ショートバージョン(5分程度) 複数本
- ・ 予告編(1~2分)
- ・ 3Dシアター上映用データ
- ・ スチール画像(広報用)

## 6. 納入場所

〒960-8031 福島県福島市栄町6-6 セントランドビル4階

公益社団法人 福島相双復興推進機構 広域まちづくりグループ

## 7. その他

### (1) 機密の保持

受注者は、業務遂行上知り得た情報を原則、他に漏らしてはならない。

### (2) 成果物の帰属

本業務の成果物に関する一切の権利(原版及びデータの所有権並びに印刷物の著作権

等)は、掲載の有無にかかわらず、全て発注者に帰属するものとし、発注者に承認を得ずに複製・公表してはならない。

ただし、受注者が従来から権利を有していた固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利留保」という。)については、受注者に留保するものとし、この場合、発注者は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする(納入後に発注者が修正・追記(事業者の追加・削除等)を行う場合にも、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。)

(3) 著作権等について

受注者は第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、相双機構に対して保証すること。当事業の成果が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担、又は必要な措置を講ずるものとする。

(4) その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、必要に応じ、協議してこれを定めるものとする。

以上